令和 5 年度 札幌都心 E!まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務 仕様書

1 業務名

令和 5 年度 札幌都心E!まち開発推進制度認定ラベルデザイン制作業務

2 事業の背景と目的

本市では、札幌都心の特徴を捉えた環境・エネルギー施策である「都心エネルギープラン」(「都心エネルギーマスタープラン」と「都心エネルギーアクションプラン」で構成)を策定し、都心のまちづくりと一体的に環境・エネルギーの取組を展開している。

「都心エネルギーマスタープラン」の中期実施計画である「都心エネルギーアクションプラン」には、具体的なプロジェクトとして「都市開発の誘導・調整」が位置付けられており、それに基づき、札幌都心での開発計画を「脱炭素化」「強靭化」「快適性向上」の達成につながるものとするため、本市では令和4年5月9日より「札幌都心E!まち開発推進制度」(以下、「E!まち制度」という)の運用を開始している。また、「E!まち制度」に関して、進捗状況及び多くの取組事例を周知することで、ビル事業者の積極的な取組を促すことを目的として、令和5年5月9日より計画段階での取組内容の公表を実施している。

今後は、「E!まち制度」における表彰制度として、都心の開発案件におけるエネルギー利用に関する先進的な取組を市が認定することで、ビル事業者の積極的な取組姿勢を広くあきらかにする仕組みを構築し、官民協働により積極的に取組をPRすることで他の計画への波及を促すことが重要である。

認定案件の積極的なPRを実施するにあたり、ビル事業者側が対外的に認定案件であることを表出する手法として、認定ラベルの作成を検討しているが、このラベルがより認知度を上げ積極的に活用されるためには、高いデザイン性が重要と考えられる。

本業務は、「E!まち制度」における先進的な取組の認定にあたってのラベルデザインを制作することを目的とするものである。

3 想定する主な用途

作成したラベルは、令和6年度以降、認定を受けたビル事業者がビルへの掲出 や関連する広報媒体などで活用することを想定している。

4 業務の概要

(1) 認定ラベルデザインの制作

上記1の背景を踏まえ、札幌都心において先進的なエネルギー利用の取組を

行う建物であることを表す、認定ラベルのデザインを1案制作(カラー版及び モノクロ版、縦組み・横組みの計4種類)すること。

前述の先進的なエネルギー利用の取組を行う建物とは、「E!まち制度」における「脱炭素化」「強靭化」「快適性向上」の評価が高いものをいう。

本認定は「E!まちリーダー認定」(仮)と呼称し、デザインはイメージを図案化したシンボルマークと、呼称を示す文字を装飾的に意匠化したロゴタイプで構成したものとする。呼称は現時点での仮称であり、契約後に変更となる可能性がある。

なお、企画提案時に提案されたデザインをベースとして、契約後に本市との 協議の中でデザインの修正を行い、最終的なデザインを決定する。

(2) デザインガイドラインの作成

以下の内容を記載したロゴ使用時のレギュレーションを定めたガイドラインを、A4版8ページ程度(必要に応じて変更可)で作成すること。

- ア ラベルのコンセプトの説明
- イ 4色印刷・モノクロ印刷・WEBの場合の色指定
- ウ 余白の指定
- エ 最小使用サイズの指定
- オ 禁止事項の例示

5 納品物

以下データが保存されたメディア (CD-R 又は DVD-R) 1枚

- (1) ラベルのイラストレーターファイル
- (2) ラベルの JPG ファイル
- (3) デザインガイドラインの電子データ

6 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 受託者は、本市及びビル事業者等が成果物等を利用する場合に自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律48号)第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (3) 成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、受託者と協議のうえ、改変を

行うことができるものとする。

- (4) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (5) デザインはオリジナルの未発表作品とし、受託者は、本業務で制作したものが第三者の著作物、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを本市に対して保証すること。
- (6) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。